

## 【マレーシア】平和的集会法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2019年8月9日、更なる民主主義の実現を目指して、街頭抗議の合法化、集会の届出期限の短縮等を規定する「2012年平和的集会法を改正する法律」が公布された。

### 1 2012年平和的集会法

マレーシア連邦憲法<sup>1</sup>は、第10条第(1)項(b)において、「全ての市民は平和的にかつ武器を使用することなく結集する権利を有する」と規定しており、いわゆる「集会の自由」を保障している。しかし、マレーシア史上最悪のエスニック衝突である1969年の「人種暴動」(5.13事件)を契機として、自由権の制限が強化されるに至った<sup>2</sup>。このような状況の下で、2012年1月30日、平和的集会法(以下「2012年法」)<sup>3</sup>が制定され、同年4月23日に施行された<sup>4</sup>。

2012年法は、第1章:序文(第1条~第3条)、第2章:平和的にかつ武器を使用することなく結集する権利(第4条~第5条)、第3章:集会の主催者、参加者及び警察の責任(第6条~第8条)、第4章:集会を組織することに関する要件(第9条~第19条)、第5章:執行(第20条~第21条)、第6章:雑則(第22条~第27条)の全6章27か条から成る。

2012年法の目的は、全ての市民に対し、平和的にかつ武器を使用しない集会を組織し、又はそれに参加する権利を保障することである(第2条(a))。ただし、選挙違反法<sup>5</sup>に基づく選挙運動並びに労使関係法<sup>6</sup>及び労働組合法<sup>7</sup>に基づく争議行為となる集会には適用されない(第1条第(3)項)。街頭抗議を行う権利も認められていない(第4条第(1)項(c)、同2項(c))。集会主催者は、集会実施日の10日前までに集会が実施される警察地区担当官に届出を行うことが義務付けられている(第9条第(1)項)<sup>8</sup>。

警察地区担当官は、他者の権利及び自由の保護を含む治安又は社会秩序の維持のために、集

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月9日である。

<sup>1</sup> Federal Constitution. <[http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/FC/Federal%20Consti%20\(BI%20text\).pdf](http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/FC/Federal%20Consti%20(BI%20text).pdf)>

<sup>2</sup> 金子芳樹「第六章 一九六九年『人種暴動』の実態と政治的意味—新たな『記憶』と『教訓』—」『マレーシアの政治とエスニシティ—華人政治と国民統合—』晃洋書房, 2001, pp.267-304.

<sup>3</sup> Peaceful Assembly Act 2012, Act 736. (正式名称: An Act relating to the right to assemble peaceably and without arms, and to provide restrictions deemed necessary or expedient relating to such right in the interest of the security of Federation or any part thereof or public order, including the protection of the rights and freedoms of other persons, and to provide for related matters.) <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120209\\_736\\_BI\\_JW001759%20Act%20736%20\(BI\).pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120209_736_BI_JW001759%20Act%20736%20(BI).pdf)>

<sup>4</sup> 法案可決に関しては、大友有「【マレーシア】平和的集会法の可決」『外国の立法』No.250-1, 2012.1, p.34. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500112.pdf>>を参照。

<sup>5</sup> Election Offences Act 1954, Act 5. <<http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%205%20-%20Reprint%202016.pdf>>

<sup>6</sup> Industrial Relations Act 1967, Act 177. <<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/48066/99440/F-291511780/MYS48066%202015.pdf>>

<sup>7</sup> Trade Unions Act 1959, Act 262. <<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/10327/99503/F626669980/MYS10327.pdf>>

<sup>8</sup> 警察法 (Police Act 1967, Act 344) 第27条により、市民は3人以上の集会又は行進のために警察許可を申請することが義務付けられていたが、これが廃止され、その代わりに平和的集会法において、警察地区担当官に対する届出が必要となった。“Learn more about new Assembly Act,” *The Star online*, 27 Jun 2012. <<https://www.thestar.com.my/opinion/columnists/reflecting-on-the-law/2012/06/27/learn-more-about-new-assembly-act>>

会の日付、時間、場所、方法等に制限と条件を課すことができる（第15条第(1)項、第(2)項）。また、集会在街頭抗議となった場合、警察官は、集会を解散させる権限を持つ（第21条第(1)項(b)）。

## 2 平和的集会法の改正

2012年法は、上述のように、治安又は社会秩序の維持に反しない限り、平和的に結集する権利を認めている。しかし、①治安又は社会秩序の維持と結び付けることなく街頭抗議を全面的に禁止することは、連邦憲法第10条第(2)項(b)に規定される「治安又は社会秩序のために、議会が必要又は適切とみなす諸制限」に抵触する、②21歳未満の者による集会主催の禁止は、集会の自由及び連邦憲法第8条に規定される平等原則に抵触する、といった批判があった<sup>9</sup>。このような状況の下で、2019年7月4日、「2012年平和的集会法改正法案」が下院で、7月24日に上院で可決され、8月7日、全10か条から成る「2012年平和的集会法を改正する法律」<sup>10</sup>が制定され、2日後の8月9日に公布された。改正法の施行日は、2019年11月1日である。

## 3 改正法の主な内容

### (1) 街頭抗議の合法化

2012年法第3条、第4条、第21条から「街頭抗議」が削除され、街頭抗議が法律違反ではなくなった。

### (2) 開催、届出、手続等に関連する4項目の期限の短縮

- ①集会主催者から警察地区担当官への届出について、「10日前まで」から「5日前まで」に短縮された。
- ②集会の利害関係者から警察地区担当官に対して行う集会実施に関する懸念又は異議の表明について、「48時間以内」から「24時間以内」に短縮された。
- ③集会主催者の届出に対する警察地区担当官の回答について、「5日以内」から「3日以内」に短縮された。
- ④2012年法第15条に基づく制限及び条件に関して集会主催者が内務大臣に対して行う訴え及びそれに対する内務大臣の回答について、「48時間以内」から「24時間以内」に短縮された。

### (3) 第21A条の追加

2012年法第9条又は第15条に基づいて処罰可能な法律違反に対し、法律違反の疑いのある者が、検察官の書面による同意を得て、その書面に明記された期限までに5000リンギ<sup>11</sup>以下の金額を警察地区担当官に対して支払うことで解決する権限を、警察地区担当官に付与するものとする<sup>12</sup>。

なお、今回の改正法において、21歳未満の者による集会主催の禁止規定及び15歳未満の者の集会参加の禁止規定については、修正が行われなかった。

<sup>9</sup> “Learn more about new Assembly Act.” *ibid*.

<sup>10</sup> An Act to amend the Peaceful Assembly Act 2012. (Act A1600) <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20190809\\_A1600\\_BI\\_Act%20A1600.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20190809_A1600_BI_Act%20A1600.pdf)>

<sup>11</sup> 1マレーシア・リンギは約25.3円（令和元年10月分報告省令レート）。

<sup>12</sup> “An Assessment of the Peaceful Assembly (Amendment) Bill 2019: Bouquets and Brickbats,” University of Malaya Law Review website <<https://www.umlawreview.com/lex-in-breve/an-assessment-of-the-peaceful-assembly-amendment-bill-2019-bouquets-and-brickbats>> このような措置は、公共の利益に反しないことを条件として、法律違反が比較的軽微な場合に通常認められる。